

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱

平成 29 年 7 月 31 日 企画調整局長決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、奨学金の返還を要する若手起業家に対して、その返還を支援することにより、本市産業を担う人材を確保するとともに、市内定住者を増加させることを目的として、奨学金の返還に要する経費の一部を補助することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則 38 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（4 年生以上）、職業訓練施設のうち市長が認めるものをいう。
- （2） 既卒者 第 5 条に規定する申請を行う年度の前年度末までに大学等を卒業した者
- （3） 奨学金 日本学生支援機構の奨学金をいう。
- （4） 起業 開業（開業届の提出による）又は法人登記

（補助金の交付対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住する奨学金の返還を行う者で、別表に定める要件を満たす者とする。

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者の対象外とする。

- （1） 市税等を滞納している者
- （2） 前号のほか、市長が適切ではないと認める者

（補助金の額）

第 4 条 市は、予算の定めるところにおいて、補助対象者に対し、起業日時点の元金の返還残額の 2 分の 1（上限 1,500 千円）を交付するものとする。

2 起業日時点で、大学等に在学するものは、大学等の卒業又は退学時点の元金の返還残額の 2 分の 1（上限 1,500 千円）を交付するものとする。

3 1 から 2 項の場合において、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助候補者の認定の申請）

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）候補者認定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、補助候補者の認定を受けなければならない。

- （1） 起業計画書（様式第 2 号）
- （2） 住民票の写し

- (3) 奨学金の返還状況を証する書類（既卒者に限る）
- (4) 奨学金の貸与状況を証する書類（大学等の在学者に限る）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助候補者の認定）

第6条 市長は、補助候補者の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、その他市長が必要と認める審査を行い、申請者を補助候補者として認定すべきと認めたときは、速やかに補助候補者の認定を行い、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定通知書（様式第3号）により、認定の申請をした者に通知するものとする。

（補助候補者認定内容の変更）

第7条 補助候補者の認定を受けた者で認定内容に変更があったときは、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定内容変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定内容変更通知書（様式第5号）又は神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定取消通知書（様式第6号）により補助候補者に通知するものとする。

（審査会）

第8条 市長は、補助候補者の認定に関する事項を審議するため、必要があると認める場合には、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）候補者審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

- 2 審査会の組織及び業務その他必要な事項は、市長が別に定める。

（起業報告）

第9条 起業した補助候補者は、起業した日の属する年度内の市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）起業報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 起業計画書（様式第2号）（第5条の申請時から変更があった場合のみ）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類（既卒者に限る）
- (4) 奨学金の貸与状況を証する書類（大学等の在学者に限る）
- (5) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（起業報告の確認と通知）

第10条 市長は、前条の起業報告書を受領したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告書の内容を調査し、補助候補者の認定内容（変更があった場合は変更後の内容）と相違ない場合は、神戸市奨学金返還支援補助

金（若手起業家）起業報告確認通知書（様式第8号）により、起業報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助候補者の認定の取消し等）

第11条 市長は、補助候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による補助候補者の認定を取り消し、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定取消通知書（様式第6号）より通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により、市長が認めた場合は、この限りではない。

- （1）奨学金の貸与を取り消された場合
- （2）奨学金の返還が免除された場合
- （3）奨学金の返還を滞納した場合
- （4）奨学金の返還を支援する別の制度を利用した場合
- （5）補助候補者を辞退する申出があった場合
- （6）第6条での補助候補者認定後、1年以内に認定事業又は第7条で変更認定した事業を市内で起業しない場合
- （6）第10条に規定する起業報告書の内容が、補助候補者認定通知書（変更があった場合は変更通知書）の内容と著しく異なっているとき。
- （7）起業後に、居住地を市外に移した場合
- （8）法人の場合は本店又は主たる事務所の住所を、個人事業主の場合は納税地を市外に移した場合
- （9）認定した事業（変更があった場合は変更認定した事業）を起業後、営業を停止し、12月を越えて営業再開をしない場合
- （10）認定した事業（変更があった場合は変更認定した事業）を起業後、その事業を廃業し、6月を超えて第12条にて変更認定した新たな事業を起業しない場合
- （11）第12条に規定する状況報告又は第13条に規定する実績報告の内容が、補助候補者認定通知（変更があった場合は変更通知）の内容と著しく異なっているとき。

（状況報告）

第12条 補助候補者は、毎年度、市長が別に定める期日までに、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）経営状況報告書（様式第9号）に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）住民票の写し
- （2）営業状況が確認できる書類
- （3）奨学金の返還状況を証する書類（既卒者に限る）
- （4）奨学金の貸与状況を証する書類（大学等の在学者に限る）
- （5）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人に限る）
- （6）その他市長が必要と認める書類

(交付申請等)

第 13 条 第 3 条に規定する補助対象者の条件を満たした初めての年度末に、規則 5 条に規定する交付申請及び規則第 15 条に規定する実績報告を、神戸市奨学金返還支援補助金(若手起業家) 交付申請書兼実績報告書(様式第 10 号)に次に掲げる資料を添えて行うものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 営業状況が確認できる書類
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人に限る)
- (5) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定兼補助金の額の確定)

第 14 条 規則第 6 条に規定する交付の決定は、補助金交付決定通知書(様式第 11 号)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第 15 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第 12 号)を市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに奨学金繰上返済のための補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、神戸市奨学金返還支援(若手起業家)補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象者
神戸市奨学金返還支援事業（若手起業家）	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 補助候補者の決定後に市内で新たに起業する者 （第6条にて認定及び第7条で変更認定した事業に限る） （2）（1）で起業した事業の代表者 （3） 起業後、3年以上市内に定住する者 （4） 起業後、3年以上事業を継続する者 （5） 起業日時点で35歳以下の者 （6） 第13条に規定する、交付申請時点で大学等を卒業又は退学しているもの。

神戸市長 様

申請者 住 所 印
氏 名

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）候補者認定申請書

補助候補者の認定を受けたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

現況		□大学等在籍※卒業予定（ 年 月） □就業 □その他（)	
申請者	現住所	〒	
	(ふりがな)氏名	性別	□男 □女
	生年月日	年 月 日	年齢 歳
	電話番号	自宅 携帯	E-MAIL
履歴	過去の事業経験	□事業を運営していたことはない □事業を運営していたことがあり、現在も事業を続けている □事業を運営していたことがあるが、既にその事業をやめている	
	過去の経歴	年月	略歴・沿革
資格	有（) ・特になし		
奨学金	名称	日本学生支援機構奨学金（□第1種 □第2種 □海外留学支援）	
	金額	円／月（総額 円）	
	返還残額（予定）	円※起業日時点（大学等の在学者は卒業又は退学時点）	
	貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

添付書類

- ・ 起業計画書（様式第2号）
- ・ 住民票の写し
- ・ 奨学金返還状況証明書（既卒者に限る）
- ・ 奨学金貸与状況証明書（大学等に在学する者に限る）

起業計画書

年 月 日

神戸市長 様

申請者 住所

.....
氏名

.....
⑩

1 事業概要

事業・企業名	起業予定時期	
	業種	
事業所の住所		
〒 ー		

2 解決したい課題

解決したい課題について、統計資料などを利用し、具体的に説明してください。(400字以内)

3 事業概要

事業内容について簡潔に説明してください。(300字以内)

4 事業成功時の効果

事業成功時の課題への効果を、試算等をまじえて説明してください。計算方法やどのような条件で試算したかも記載してください。(300字以内)。

5 経営理念・経営方針

経営理念や経営方針など起業への思いを教えてください。(200字以内)

6 事業の段階

事業の段階について教えてください。(アイデア・マーケティング段階・プロトタイプありなど)

7 顧客や売上の有無

モニターや顧客及び売り上げが存在しますか。存在する場合は、詳細を教えてください。(100字以内)

8 本事業の独自性について※競合商品にない強み・顧客のメリット・ユニーク性など

他社製品・サービスにない強み・顧客のメリット・ユニーク性など (300字以内)

9 事業スケジュール（最低3年分）

事業計画を簡潔に説明してください。（商品等の開発計画やマイルストーン）	（300字以内）

10 事業の見通し（月平均）

		起業当初	軌道に乗った後 （ 年 月頃）	積算根拠
売上高①		万円	万円	
売上原価（仕入）②		万円	万円	
経費 ③	人件費	万円	万円	
	家賃・光熱費	万円	万円	
	広告費	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	小計	万円	万円	
利益①－②－③		万円	万円	

※ 人件費について、個人営業の場合、事業主分は含めないこと。

11 資金調達計画

		金額	摘要
自己資金		円	
借入金		円	
		円	
		円	
	計	円	

12 神戸での起業

神戸での起業を選んだ理由を教えてください。

様式第3号（第6条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）候補者認定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助候補者として認定したので通知します。

記

現況		<input type="checkbox"/> 大学等在籍※卒業予定（ 年 月） <input type="checkbox"/> 就業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
補助候補者	現住所	〒	
	(ふりがな)氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
認定事業	事業名		
	事業内容		
奨学金	名称	日本学生支援機構奨学金（ ）	
	金額	円／月（総額 円）	
	返還残額（予定）	円※起業日時点（大学等の在学者は卒業又は退学時点）	
	貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第4号（第7条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定内容変更（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって補助候補者認定のあった神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）について、次のとおり補助候補者認定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

変更（廃止）の理由	
変更前	
変更後	
変更になった日	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・変更となった内容を証明できる書類・起業者支援事業において、事業内容が変更となった場合は、起業計画書（様式第2号）

様式第5号（第7条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定内容変更通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付で変更申請のあった神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者の認定内容変更について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助候補者	現住所	〒		
	(ふりがな) 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日		
変更認定事業	事業名			
	事業内容			
奨学金	名称	日本学生支援機構奨学金（ ）		
	金額	円/月（総額 円）		
	返還残額 (予定)	円※起業日の残額（大学等の在学者は、卒業又は退学時点）		
	貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

様式第6号（第7条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者認定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で決定した神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）補助候補者の認定について、次のとおり取消したので通知します。

記

補助候補者認定日・番号	平成 年 月 日付 第 号
補助候補者認定取消しの理由	

神戸市長 様

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）起業報告書

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）の交付を受けたいので、神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

申請者	現住所	〒		
	(ふりがな) 氏名	印		
	電話番号	自宅 携帯	E-MAIL	
事業情報	起業日	年 月 日		
	事業名			
	事業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
奨学金	名称	日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 海外留学支援）		
	金額	円／月（総額 円）		
	返還残額 ※在學生は予定	円※起業日時点（大学等の在学者は卒業又は退学時点）		
	貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

※関係書類

- (1) 起業計画書（様式第2号）（第5条の申請時から変更があった場合のみ）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金返還証明書（既卒者に限る）
- (4) 奨学金貸与証明書（大学等の在学者に限る）
- (5) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

様式第8号（第10条関係）

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）起業報告確認通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付で報告のあった神戸市奨学金返還支援（若手起業家）補助金起業報告については、次のとおり確認しましたので通知します。

記

補助金等の交付対象事業 及びその内容等	神戸市奨学金返還支援（若手起業家）補助金起業報告書（様式第7号）及び起業計画書（様式第2号）に記載のとおり
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・第6条にて認定又は第7条にて変更認定した事業を起業後、神戸市内に3年以上居住し、事業を通算3年以上継続すること。・第13条に規定する交付申請時点で、大学等を卒業又は退学していること。・交付決定者は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱に従うこと。・上記のほか、交付対象事業の内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

神戸市長 様

交付決定者 住 所 印
氏 名

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）経営状況報告書

神戸市奨学金返還支援補助金(若手起業家)交付要綱第12条第1項の規定により、平成 年 月 日までの経営状況等について、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の概要

事業名		業種	
事業所名			
事業所住所			
取扱商品 サービス	①	(売上シェア	%)
	②	(売上シェア	%)
	③	(売上シェア	%)
	④	(売上シェア	%)
	⑤	(売上シェア	%)

2 主な取引先等

	取引先名	所在地
販売先		
仕入先		
外注先		

3 事業実績（月平均）※必要があれば経費項目等を増やしてください。

		実績値	積算根拠
売上高①		万円	
売上原価（仕入）②		万円	
経費 ③	人件費	万円	
	家賃・光熱費	万円	
	広告・宣伝費	万円	

	その他	万円	
	小計	万円	
利益①－②－③		万円	

※ 人件費について、個人営業の場合、事業主分は含めない。

4 資金状況

		金額	摘要
自己資金		円	
借入金		円	
		円	
		円	
	計	円	

5 従業員等雇用実績

	常勤役員	正規従業員	非正規従業員
市内居住	人	人	人
市外居住	人	人	人
計	人	人	人

6 借入奨学金の状況

奨学金	名 称	日本学生支援機構奨学金（ <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 海外留学支援）
	金 額	円／月（総額 円）
	返還残額	円 ※状況報告書提出日時点の残額

※関係書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 直近の決算書（法人に限る）
- (3) 直近の確定申告の写し（個人事業主に限る）
- (4) 奨学金返還証明書（既卒者に限る）
- (5) 奨学金貸与証明書（大学等に在学中に限る）
- (6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人に限る）

神戸市長 様

交付決定者 住 所
氏 名

印

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付申請書兼実績報告書

神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告を行います。

記

1 起業の概要

事業名		業種	
事業所名			
事業所住所			
取扱商品 サービス	①	(売上シェア	%)
	②	(売上シェア	%)
	③	(売上シェア	%)
	④	(売上シェア	%)
	⑤	(売上シェア	%)

2 主な取引先等

	取引先名	所在地
販売先		
仕入先		
外注先		

3 事業実績（月平均）※必要があれば経費項目等を増やしてください。

		実績値	積算根拠
売上高①		万円	
売上原価（仕入）②		万円	
経費 ③	人件費	万円	
	家賃・光熱費	万円	

	広告・宣伝費	万円	
	その他	万円	
	小計	万円	
利益①－②－③		万円	

※ 人件費について、個人営業の場合、事業主分は含めない。

4 資金状況

		金額	摘要
自己資金		円	
借入金		円	
		円	
		円	
	計	円	

5 従業員等雇用実績（報告日現在）

	常勤役員	正規従業員	非正規従業員
市内居住	人	人	人
市外居住	人	人	人
計	人	人	人

6 借入奨学金の状況

奨学金	名称	日本学生支援機構（ <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 海外留学支援）
	金額	円／月（総額 円）
	返還残額	円 ※交付申請書兼実績報告書提出日時点の残額

※関係書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 直近の決算書（法人に限る）
- (3) 直近の確定申告の写し（個人事業主に限る）
- (4) 奨学金返還証明書
- (5) 神戸市税の調査に関する承諾書

補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付で申請のあった神戸市奨学金返還支援（若手起業家）補助金については、次のとおり交付することが決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）
補助金等の決定額	金 円
特 記 事 項	

補 助 金 請 求 書

補助金の名称	神戸市奨学金返還支援補助金（若手起業家）
請求金額	金 円
補助額	金 円

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

氏 名

印